

# 指定看護小規模多機能型居宅介護事業

## 運営指導基準

— 令和5年1月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「居宅条例」＝練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例(平成30年3月練馬区条例第20号)
- 「居宅規則」＝練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例施行規則(平成30年3月練馬区規則第41号)
- 「居宅方針」＝練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例実施方針(平成30年3月30日29練福介第7358号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「厚生労働省告示第336号」＝指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第336号)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「独自報酬基準」＝練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱(平成20年3月31日19練福介第5798号)



<p>第3 人員に関する基準</p>	<p>させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようになるものである。</p> <p><b>1 従業者の員数等</b></p> <p>(1) 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯（日中の勤務帯）に介護従事者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの利用者数(前年度の平均値)が3またはその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>(2) 日中の勤務帯に介護従事者の員数は、訪問サービスについては、常勤換算方法で、その提供に当たる従業者を2以上配置しているか。</p> <p>(3) 夜間および深夜の時間帯の夜勤の員数1以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置しているか。 ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。</p> <p>(4) 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師または看護師となっているか。</p> <p>(5) 従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師、または准看護師となっているか。</p>	<p>条例第193条第1項、第2項 基準について第3の8の2(1)②</p> <p>条例第193条第1項 基準について第3の8の2(1)②</p> <p>条例第193条第1項、第6項 基準について第3の8の2(1)②</p> <p>条例第193条第3項 基準について第3の8の2(1)②ホ</p> <p>条例第193条第3項 基準について第</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・出勤簿</li> <li>・タイムカード</li> <li>・サービス記録</li> <li>・職員名簿</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・資格を確認する書類</li> <li>・利用者数および利用者の所要時間がわかる書類</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	--	---	--

<p>(6) 通いサービスおよび訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員であるか。</p>	<p>3の8の2(1) ②ホ 条例第193条第5項 基準について第3の8の2(1) ②へ</p>	<p>C</p>
<p>(7) 従業者が、同一敷地内の下記の施設等の職務に従事している場合、双方の事業所の人員に関する基準を満たしているか。</p>	<p>条例第193条第7項 基準について第3の8の2(1) ②リ</p>	<p>C</p>
<p>※ 兼務可能な施設等 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)、介護医療院</p>		
<p>※ 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処</p>	<p>条例第193条第8項</p>	<p>C</p>

遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

※ 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間および深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

## 2 介護支援専門員

(1) 居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。

※ 利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務または併設の認知症対応型共同生活介護等の職務に従事することができる。

(2) 介護支援専門員は計画作成に必要な研修（実践者研修またはこれと同等と認められる研修）を修了しているか。

## 3 管理者

(1) 管理者は常勤専従であるか。

(2) 管理上支障がないとして、兼務している場合、適切なものか。

条例第193条第9項

条例第193条第11項

基準について第3の8の2(1)③

条例第193条第12項

基準について第3の8の2(1)③イ

条例第194条第1項

基準について第3の8の2(2)①

条例第194条第1項

基準について第3の8の2(2)①

・勤務表  
・出勤簿またはタイムカード  
・雇用契約書  
・資格を確認する書類

C

C

C

C

C

	<p>(3) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、必要な研修（認知症対応型サービス事業管理者研修またはこれと同等と認められる研修）を修了しているもの、または保健師もしくは看護師であるか。</p> <p>※ 管理者の変更の届出を行う場合、区からの推薦を受けて研修を申し込み、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はこの限りではない。</p> <p><b>4 代表者</b>  指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師であるか。</p> <p><b>1 登録定員および利用定員</b>  (1) 登録定員は29人以下か。  サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人以下か。</p>	<p>条例第194条第3項  基準について第3の8の2(2)②④⑤</p> <p>条例第195条</p> <p>条例第196条第1項  基準について第3の8の3の(1)①</p>	<p>・資格を確認する書類</p> <p>・業務日誌  ・国保連への請求控え</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第4 設備に関する基準</p>	<p>1 登録定員および利用定員</p>			<p>C</p>

(2) 事業所は、つぎに掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限)を定めているか。

- ① 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1以上15人以下となっているか。  
登録定員が25人を超える事業所にあつては下記の数以下となっているか。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

- ② 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下か。  
サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人以下か。

## 2 設備および備品等

(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品等を備えているか。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備の基準は、つぎのとおりか。

- ① 居間および食堂

居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。

条例第196条第2項第1号  
基準について第3の8の3の(1)②

条例第196条第2項第2号  
基準について第3の8の3の(1)②

条例第197条第1項

- ・ 平面図
- ・ 設備・備品台帳

条例第197条第2項第1号  
基準について第3の8の3の(2)②

- ・ 平面図

C

C

C

C



	<p>② 宿泊室</p> <p>ア 宿泊室の定員は、1人か。</p> <p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。ただし、事業所が病院または診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ アおよびイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上か。</p> <p>エ その構造は利用者のプライバシーが確保されたものか。</p> <p>※ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</p> <p>(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。</p> <p>※ 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。</p>	<p>条例第197条第2項第2号</p> <p>基準について第3の8の3の(2)</p> <p>③</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図</li> <li>・ 業務日誌</li> <li>・ 国保連への請求控え</li> </ul>	<p>C</p>
--	--	---	--	----------

第5 運営に関する基準

1 内容および手続きの説明および同意

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、利用申込者または家族に対し、説明する重要事項について記した文書には、つぎの内容が盛り込まれているか。

①第204条において準用する102条に規定する重要事項に関する規程（運営規程）の概要

ア 事業の目的および運営の方針

イ 従業者の職種、員数および職務の内容

ウ 営業日および営業時間

エ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額

カ 通常の事業の実施地域

キ サービス利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ その他運営に関する重要事項

②指定看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制

③事故発生時の対応

④苦情処理の体制

⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

⑥その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

条例第204条（準用第11条）  
基準について第3の8の4（9）  
（準用第3の1の4（2））

- ・重要事項説明書
- ・契約書
- ・利用申込書
- ・同意に関する記録

C

(2) 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者または家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該申込者の同意を得ているか。

## 2 提供拒否の禁止

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。

条例第204条（準用12条）  
基準について第3の4の4(23)  
（準用第3の1の4(3)）

・利用申込受付簿

C

## 3 サービス提供困難時の対応

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

条例第204条（準用第13条）  
基準について第3の4の4(23)  
（準用第3の1の4(4)）

・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等  
・サービス提供依頼書等

C

## 4 受給資格等の確認

利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。

条例第204条（準用第14条）  
基準について第3の8の4(9)  
（準用第3の1の4(5)）

・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等

C

## 5 要介護認定の申請に係る援助

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか

条例第204条（準用第15条）  
基準について第3の4の4(23)  
（準用第3の1の4(6)）

・利用者に関する記録

C

## 6 心身の状況等の把握

介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

条例第204条（準用第89条）基準について第3の4の4(1)

・サービス担当者会議の記録

B

## 7 居宅サービス事業者等との連携

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

条例第204条（準用第90条第1項）基準について第3の8の4(9)  
（準用第3の4の4(2)）

・利用者に関する記録  
・サービス担当者会議の記録等

B

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。

### 8 身分を証する書類の携行

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。

### 9 サービスの提供の記録

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等(提供日および内容、その他必要な事項)を利用者の居宅サービス計画の書面またはサービス利用票等に記載しているか。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等(サービスの提供日および内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項)を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。

- ・アセスメントシート
- ・居宅サービス計画
- ・個別サービス計画
- ・支援経過記録等
- ・モニタリングの記録

B

B

条例第204条(準用第91条)基準について第3の4の4(3)

- ・業務マニュアル
- ・身分を証明する書類(身分証、名札)

C

条例第204条(準用第22条)基準について第3の8の4(9)(準用第3の1の4(12))

- ・サービス担当者会議の記録
- ・支援経過記録等
- ・サービス提供票、サービス提供票別表等
- ・業務日誌
- ・送迎記録

C

C

10 利用料等の受領

(1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）の額の支払いを受けているか。

条例第204条（準用第92条第1項）基準について第3の8の4（9）（準用第3の4の4（4）①）

・領収書控  
・請求書控

C

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。

条例第204条（準用第92条第2項）

C

(3) 法定受領代理サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。

条例第204条（準用第92条第3項第4項）

・領収書控  
・請求書控

C

① 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

基準について第3の8の4（9）

② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

（準用第3の4の4（4）②）

③ 食事の提供に要する費用

④ 宿泊に要する費用

⑤ おむつ代

⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者負担させることが適当と認められるもの

※ ③④の費用は、「居住、滞在および宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告

	<p>示第 419 号) 」に定めるところによる。</p> <p>※ ⑥の費用は、保険給付のサービスと明確に区分されないあいまいな名目によるもの（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）は不可。</p> <p>また、全ての利用者に画一的に提供されるもの（共用のテレビやカラオケ、一律に行う行事やクラブ活動の材料費等）も不可。</p> <p>(4) 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収書を交付しているか。</p> <p>(6) 利用者に交付する領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p> <p>※ その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要。</p> <p><b>11 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例第204条（準用第92条第5項）基準について第3の8の4（9）（準用第3の4の4（4）①）</p> <p>法第42条の2第9項（準用第41条第8項）</p> <p>則第65条の5（準用第65条）</p> <p>条例第204条（準用第24条）</p>	<p>・ サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	----------------------------------	--

**12 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針**

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。

条例第198条

C

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。

条例第198条第2項

C

**13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針**

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っているか。

条例第199条第1号

・ 居宅サービス計画  
・ 個別サービス計画

C

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものであるか。

条例第199条第2号

C

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。

条例第199条第3号

C

(4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明

条例第199条第4号

C



<p>または必要に応じた指導を行っているか。</p>			
<p>(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p>	<p>条例第 199 条第 5 号</p>		<p>C</p>
<p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	<p>条例第 199 条第 6 号          条例第 203 条第 2 項第 3 号          基準について第 3 の 8 の 4 (9)          (準用第 3 の 4 の 4 (5) ③)          身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関するすべての人に～          H13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務日誌</li> <li>・ (身体拘束がある場合) 利用者の記録、家族への確認書</li> </ul>	<p>C</p>
<p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものではないか。</p>	<p>条例第199条第7号</p>		<p>C</p>
<p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。</p>	<p>条例第199条第8号</p>		<p>C</p>

<p>(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話または必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、および第201条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行われているか。</p>	<p>条例第199条第9号</p>	<p>C</p>
<p>(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っているか。</p>	<p>条例第199条第10号</p>	<p>C</p>
<p>(11) 特殊な看護等については、これを行ってはいないか。</p>	<p>条例第199条第11号</p>	<p>C</p>
<p><b>14 主治の医師との関係</b></p>		
<p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師または看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしているか。</p>	<p>条例第200条第1項 基準について第3の8の4(2) ①</p>	<p>C</p>
<p>(2) 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</p>	<p>条例第200条第2項 基準について第3の8の4(2) ②</p>	<p>C ・指示書</p>
<p>(3) 主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。</p>	<p>条例第200条第3項 基準について第3の8の4(2) ③</p>	<p>C ・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・看護小規模多機能型居宅介護報告書</p>

<p>(4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院または診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示および前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることを知っているか。</p>	<p>条例第200条第3項 基準について第3の8の4(2) ④</p>		<p>C</p>
<p><b>15 居宅サービス計画の作成</b></p>			
<p>(1) 介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>条例204条(準用第95条第1項) 基準について第3の8の4(9) (準用第3の4の4(6)①)</p>	<p>アセスメントシート 支援経過記録</p>	<p>C</p>
<p>(2) 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例第21条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。</p>	<p>条例204条(準用条例第95条第2項) 基準について第3の4の4(6) ②</p>		<p>C</p>
<p>(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、説明を行っているか。</p>			<p>C</p>
<p>(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。</p>	<p>居宅条例第21条第3号 居宅方針第3の3(13)③</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス計画書(第1表～第7表)</li> <li>・ 課題分析の記録(アセスメントシート)</li> <li>・ サービス利用票、サービス利用票別表</li> <li>・ 居宅介護支援経過記録等</li> </ul>	<p>C</p>

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画に含めるよう努めているか。

なお、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。

また、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しているか。

※ 課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4の項目によっているか。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか。

(7) 介護支援専門員は、(5)に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族に面接して行っているか。

この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利

居宅条例第21条第4号  
居宅方針第3の3(13)④⑤

- ・サービス担当者に対する照会内容の記録等
- ・サービス担当者会議の記録等
- ・指定居宅サービス事業者等が作成する計画書等

B

居宅条例第21条第5号  
居宅方針第3の3(13)⑥

- ・居宅サービス計画書を主治の医師等に交付した記録
- ・認定調査票

C

C

居宅条例第21条第6号  
居宅方針第3の3(13)⑦

- ・主治医意見書、診断書、主治医との連絡記録等
- ・被保険者証の写
- ・指定介護予防支援事業者との連絡記録等
- ・給付管理票控

C

用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。

また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、居宅条例第32条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望および当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望および当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、当該サービスの種類、内容および利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。

※ 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要がある。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス

居宅条例第21条  
第7号  
居宅方針第3の  
3(13)⑧

・居宅サービス計画

C

居宅条例第21条  
第8号  
居宅方針第3の  
3(13)⑨

・サービス担当者会議の記録

C

<p>計画原案の内容を共有できるようにしているか。</p> <p>なお、当該サービス担当者会議の要点または当該担当者への照会内容について記録するとともに、居宅条例第32条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p> <p>また、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。</p>			
<p>(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>居宅条例第21条第9号 居宅方針第3の3(13)⑩</p>	<p>・利用者等の同意書</p>	<p>C</p>
<p>なお、居宅サービス計画原案とは、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表および第7表に相当するものすべてを指すものである。</p> <p>(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付しているか。</p>	<p>居宅条例第21条第10号 居宅方針第3の3(13)⑪</p>	<p>・居宅サービス計画</p>	<p>C</p>
<p>(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めているか。</p>	<p>居宅条例第21条第11号 居宅方針第3の3(13)⑫</p>	<p>・個別サービス計画</p>	<p>C</p>
<p>(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っ</p>	<p>居宅条例第21条第12号 居宅方針第3の3(13)⑬</p>	<p>・モニタリングシート</p>	<p>C</p>

<p>ているか。</p>			
<p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主事の医師もしくは歯科医師または薬剤師に情報提供しているか。</p>	<p>居宅条例第21条第13号 居宅方針第3の3(13)⑬</p>	<p>・ 支援経過記録等</p>	<p>C</p>
<p>(15) 介護支援専門員は、(12)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、つぎに定めるところにより行っているか。</p> <p>①少なくとも1月に1回、当該利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>②少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>居宅条例第21条第14号 居宅方針第3の3(13)⑭</p>	<p>・ モニタリングシート ・ 支援経過記録等</p>	<p>C</p>
<p>(16) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。</p>	<p>居宅条例第21条第15号 居宅方針第3の3(13)⑮</p>	<p>・ 居宅サービス計画</p>	<p>C</p>
<p>(17) (4)から(12)までの規定は、(13)に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。</p>	<p>居宅条例第21条第16号 居宅方針第3の3(13)⑯</p>		<p>C</p>

<p>(18) 介護支援専門員は、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等をしているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条第 17 号 居宅方針第 3 の 3 (13)⑰</p>	<p>・支援経過記録等</p>	<p>C</p>
<p>(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所を希望する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条第 18 号 居宅方針第 3 の 3 (13)⑱</p>		<p>C</p>
<p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出ているか。</p> <p>なお、居宅サービス計画の届出頻度について、一度区が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。</p> <p>① 厚生労働大臣が定める回数</p> <p>つぎのイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数</p> <p>イ 要介護 1 1月につき 27 回</p> <p>ロ 要介護 2 1月につき 34 回</p> <p>ハ 要介護 3 1月につき 43 回</p> <p>ニ 要介護 4 1月につき 38 回</p>	<p>居宅条例第 21 条第 19 号 居宅方針第 3 の 3 (13)㉑ 平成 30 年厚生労働省告示第 218 号</p>	<p>・訪問介護（生活援助中信頼サービス）の回数が多いケアプランの届出書</p>	<p>C</p>



ホ 要介護5 1月につき31回

② 厚生労働大臣が定める訪問介護  
生活援助が中心である指定訪問介護

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出ているか。

なお、居宅サービス計画の届出頻度について、一度区が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でもよいものとする。

(22) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。

また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者またはその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。

(23) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。

居宅条例第21条  
第19号の2  
居宅方針第3の  
3(13)㉔  
厚生労働省告示  
336号

居宅条例第21条  
第20号  
居宅方針第3の  
3(13)㉔

居宅条例第21条  
第21号  
居宅方針第3の  
3(13)㉔

C

C

C

<p>(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。</p> <p>また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 22 号 居宅方針第 3 の 3 (13)①</p>		<p>C</p>
<p>(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護または短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護および短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 23 号 居宅方針第 3 の 3 (13)②</p>		<p>C</p>
<p>(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。</p> <p>また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 24 号 居宅方針第 3 の 3 (13)③</p>	<p>・居宅サービス計画 ・サービス担当者会議の記録</p>	<p>C</p>
<p>(27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 25 号 居宅方針第 3 の 3 (13)③</p>	<p>・居宅サービス計画</p>	<p>C</p>
<p>(28) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見または法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者によるその趣旨（同条第 1 項の規定による居宅サービスもしくは地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができること</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 26 号 居宅方針第 3 の 3 (13)④</p>		<p>C</p>

<p>を含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。</p>		
<p>(29) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 27 号 居宅方針第 3 の 3 (13)㉔</p>	<p>C</p>
<p>(30) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 28 号 居宅方針第 3 の 3 (13)㉕</p>	<p>C</p>
<p>(31) 指定居宅介護支援事業者は、法第115 条の48 第 1 項に規定する会議（地域ケア会議）から、同条第2 項の検討を行うための資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。</p>	<p>居宅条例第 21 条 第 29 号 居宅方針第 3 の 3 (13)㉖</p>	<p>B</p>
<p><b>16 法定代理受領サービスに係る報告</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、区（法第42条の2 第 9 項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2 第 8 項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p>	<p>条例第 204 条（準 用第 96 条）</p>	<p>C</p>
<p><b>17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類</p>	<p>条例第204条（準 用第97条）</p>	<p>C</p>

を交付しているか。

### 18 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させているか。

(2) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っているか。

(3) 地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。

#### ※ 多様な活動

地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味または嗜好に応じた活動等

条例第201条第1項

基準について第3の8の4(3)

①

条例第201条第2項

基準について第3の8の4(3)

②

条例第201条第3項

基準について第3の8の4(3)

③

- ・看護小規模多機能型居宅介護計画書
- ・アセスメントシート
- ・サービス提供の記録

C

C

B

<p>(4) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた看護および介護を行なっているか。</p>	<p>条例第201条第4項 基準について第3の8の4(3) ②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</li> <li>・アセスメントシート</li> </ul>	<p>C</p>
<p>(5) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>条例第201条第5項 基準について第3の8の4(3) ④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</li> </ul>	<p>C</p>
<p>(6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>条例第201条第6項 基準について第3の8の4(3) ④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</li> <li>・モニタリングシート</li> </ul>	<p>C</p>
<p>(7) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。</p>	<p>条例第201条第7項 基準について第3の8の4(3) ⑦</p>		<p>C</p>
<p>(9) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。</p>	<p>条例第201条第9項 基準について第3の8の4(3) ⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護報告書</li> </ul>	<p>C</p>

<p><b>19 介護等</b></p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 利用者の負担により、利用者の居宅または当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>(3) 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p>	<p>条例204条（準用第99条第1項） 基準について第3の4の4（10）</p>	<p>・サービスの提供の記録 ・業務日誌</p>	<p>C C B</p>
<p><b>20 社会生活上の便宜の提供等</b></p> <p>(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた。社会生活の継続のための支援に努めているか。</p> <p>(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>条例第100条第1項</p>		<p>B C B</p>
<p><b>21 利用者に関する区への通知</b></p> <p>事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または</p>	<p>条例第204条（条例第30条準用）</p>	<p>・区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p>

	受けようとしたとき。			
<b>22 緊急時等の対応</b>				
(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	条例第202条 基準について第3の8の4(4)	・緊急時対応マニュアル ・サービスの提供の記録	C	
(2) 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	条例第202条	・緊急時対応マニュアル ・サービスの提供の記録	C	
<b>23 管理者の責務</b>				
(1) 管理者は、事業所の従業者の管理および指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例第204条(第61条の11準用)	・サービスの提供の記録 ・業務日誌	C	
(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	条例第204条(第61条の11準用)		C	
<b>24 運営規程</b>				
介護事業所ごとに、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	条例204条(準用第102条) 基準について第3の8の4(9) (準用第3の4の4(13))	・運営規程 ・重要事項説明書	C	
① 事業の目的および運営の方針				
② 従業者の職種、員数および職務の内容				
③ 営業日および営業時間				
④ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員				
⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額				

- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他運営に関する重要事項
- ※ ⑩について、令和6年3月31日までの経過措置期間あり

**25 勤務体制の確保等**

- (1) 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供しているか。
- ※ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。
- (4) 全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。
- ※ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。

条例第204条(準用第61条の13)基準について第3の8の4(9)(準用第3の2の2の3の(6)①)

- ・就業規則
- ・運営規程
- ・雇用契約書
- ・勤務表

C

C

条例204条(準用第61条の13)基準について第3の8の4(9)(準用第3の2の2の3(6)③)

- ・研修計画
- ・実施記録

C

条例204条(準用第61条の13)基準について第3の8の4(9)(準用第3の2の2の3(6)③)



※ 令和6年3月31日までの経過措置期間あり。

(5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。

条例204条(準用第61条の13)  
基準について第3の8の4(9)  
(準用第3の2の2の3(6)④)

・ハラスメントの内容および防止を明確化した方針

C

## 26 定員の遵守

登録定員、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供をしていないか。

※ 通いサービスおよび宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ない。

※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

条例204条(準用第103条)  
基準について第3の8の4(9)  
(準用第3の4の4(14))

・業務日誌  
・運営規程

C

## 27 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

(2) 従業員に対し、業務継続について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。

※ 上記(1)～(3)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり。

条例第204条(準用第34条の2)  
基準について第3の8の4(5)  
(準用第3の2の2の3(7))

・業務継続計画  
・業務継続に係る研修記録

C

・業務継続計画  
・業務継続に係る研修記録  
・消防計画  
・避難訓練等の実施記録  
・運営規程  
・消防用設備点検の記録

C

C

**28 非常災害対策**

(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。

- ・ 消防計画
- ・ 風水害対処計画
- ・ 地震等対処計画

(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。

条例204条(準用第104条)  
基準について第3の8の4(9)  
(準用第3の4の4(16))

C

・ 運営推進会議の記録

B

**29 衛生管理等**

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。

(2) 感染症の予防およびまん延の防止のため、つぎに掲げる措置を講じているか。

① 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。

※ テレビ電話装置等を活用して行う場合は、あらかじめ利用者等から同意を得ているか。

② 感染症の予防およびまん延の防止ための指針を整備しているか。

条例第204条(準用第61条の16)  
基準について第3の8の4(6)  
(準用第3の2の2の3(9))

・ 委員会資料または議事録  
・ 感染症予防の指針  
・ 感染症予防の研修記録  
・ 訓練の実施記録

C

・ 委員会資料または議事録  
・ 感染症予防の指針  
・ 感染症予防の研修記録  
・ 訓練の実施記録

C

C

C

<p>③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>※ 上記①～③については令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p>			C
<p><b>30 協力医療機関等</b></p> <p>(1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えているか。</p>	<p>条例第204条（準用第105条） 基準について第3の8の4（6） 第3の4の4（18）</p>		C  B C
<p><b>31 掲示</b></p> <p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※ 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>条例第204条（第36条準用）</p>	<p>・ 掲示物等</p>	C
<p><b>32 秘密保持等</b></p> <p>(1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>条例第204条（準用第37条） 基準について第3の8の4（9） （準用第3の1）</p>	<p>・ 就業時の取り決め等の記録 （秘密保持誓約書） ・ 就業規則</p>	C

<p>(2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>の4(26)          条例第204条(準用第37条)          基準について第3の8の4(9)          (準用第3の1の4(26))</p>	<p>・就業時の取り決め等の記録          (秘密保持誓約書)          ・就業規則          ・利用者および家族の同意書</p>	<p>C  C</p>
<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>の4(26)</p>	<p>書</p>	<p>C</p>
<p><b>32 広告</b>          指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>条例第204条(準用第38条)</p>	<p>・パンフレット等          ・ポスター等          ・広告</p>	<p>C</p>
<p><b>33 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b>          事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>条例第204条(準用第39条)          基準について第3の8の4(9)          (準用第3の1の4(27))</p>	<p></p>	<p>C</p>
<p><b>35 苦情処理</b>          (1) 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制および手順等を利用申込者等にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p>	<p>条例第204条(準用第40条)          基準について第3の8の4(9)          (準用第3の1の4(28))</p>	<p>・苦情の受付簿          ・苦情者への対応記録          ・苦情対応マニュアル          ・再発防止策の検討記録          ・議事録等の記録</p>	<p>C</p>

(2) 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しているか。  
またその記録は2年間保存しているか。

- ・苦情の受付簿
- ・苦情者への対応記録
- ・苦情対応マニュアル
- ・再発防止策の検討記録
- ・議事録等の記録

C

(3) 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

- ・苦情の受付簿
- ・苦情者への対応記録
- ・苦情対応マニュアル
- ・再発防止策の検討記録
- ・議事録等の記録

C

(4) 区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区に報告しているか。

C

(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

C

(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。

C

### 36 調査への協力等

提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

条例第204条(準用第106条)

基準について第3の4の4(19)

C

**37 地域との連携等**

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

条例第204条(準用第61条の17) 基準について第3の8の4(9) (準用第3の2の2の3の(10) ①)

C

※ テレビ電話装置等を活用して行う場合は、あらかじめ利用者等から同意を得ているか。

(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。

・議事録等の記録

C

(3) 地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。

C

(4) 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。

B

(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。

・議事録等の記録

B

**38 居住機能を担う併設施設等への入居**

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第193条第7項各号に掲げる施設

条例第204条(準用第108条) 基準について第3の4の4(20)

B

等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。

### 39 事故発生時の対応

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。

(3) 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。

### 40 虐待の防止

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。

(2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

条例第204条（準用第42条）  
基準について第3の8の4（9）  
（準用第3の1の4（30））

- ・事故対応マニュアル
- ・区、家族、ケアマネへの報告記録
- ・事故に関する記録
- ・事故発生報告書
- ・ヒヤリハットの記録

C

C

C

条例第204条（準用第42条の2）  
基準について第3の8の4（7）  
（準用第3の2の4（31））

- ・委員会資料または議事録
- ・虐待防止の指針
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録
- ・虐待の防止のための研修計画、研修記録

C

C

<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>・成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>・その他虐待の防止の推進のために必要な事項”</li> </ul> <p>(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※ 上記(1)～(4)については、令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・重要事項説明書</li> </ul>	C
<p><b>41 会計の区分</b></p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例第204条（準用第43条）</p>		C
<p><b>42 記録の整備</b></p> <p>(1) 従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 居宅サービス計画</li> <li>② 看護小規模多機能型居宅介護計画</li> <li>③ 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>④ 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</li> </ol>	<p>条例第203条</p>		C



	<p>⑤ 第 201 条第 10 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>⑥ 次条において準用する第 22 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>⑦ 次条において準用する第 30 条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>⑧ 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑨ 次条において準用する第 42 条第 2 項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑩ 次条において準用する第 61 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(平 27 条例 13・平 28 条例 37・平 28 条例 61・一部改正)</p>			
<p>第 6 変更の届出等</p>	<p><b>1 変更の届出等</b></p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の 1 月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>法第78条の5第2項</p>	<p>・指定申請書および変更届出書の控</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>第 7 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 126 号の別表「指定地域密着</p>	<p>告示 1</p>	<p>・居宅サービス計画</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護計画</p>	<p>C</p>

型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費請求書</li> <li>・介護給付費明細書</li> <li>・サービス提供票・別表</li> </ul>	
(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	告示2		C
(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	告示3		C
<b>2 看護小規模多機能型居宅介護費の算定</b> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	告示 別表8 注1、注2 留意事項第2の9(1)		C
<b>3 短期利用居宅介護費の算定</b> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	告示 別表8 注3 大臣基準告示74 留意事項第2の9(2)		C
<b>4 登録者定員超過減算</b> 登録者数が区に提出した運営規程に定められた登録定員数を超えた場合、所定単位数の100分の70を算定しているか。	告示 別表8 注1.2ただし書き 通所介護費等の算定方法告示11		C

**5 人員欠如減算**

条例第193条に定める員数を置いていない場合、所定単位数の100分の70を算定しているか。

告示 別表8  
注1.2ただし書き  
通所介護費等の  
算定方法告示11

C

**6 過少サービスに対する減算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。

告示 別表8  
注4  
留意事項第2の  
9(3)

C

※ 短期利用居宅介護費を算定する者を除く。

**7 サテライト体制未整備減算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所または当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。

告示 別表8  
注5  
厚生労働大臣が  
定める地域告示  
留意事項第2の  
9(4)

C

**8 特別地域小規模多機能型居宅介護加算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所またはその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

告示 別表8  
注6  
厚生労働大臣が  
定める地域告示  
留意事項第2の  
9(5)(準用第2  
の2(5))

C

**9 中山間地域等における小規模事業所加算**

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）またはその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

- ※ 小規模多機能型居宅介護費 1月につき  
短期利用居宅介護費 1日につき

告示 別表8  
注7  
厚生労働大臣が定める中山間地域告示1  
留意事項第2の9(6)（準用第2の2(6)④)

C

**10 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第204条にて準用する第102条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

告示 別表8  
注8  
厚生労働大臣が定める中山間地域等告示2  
留意事項第2の9(7)（準用第2の2(7)）

C

**11 併算定できないサービス**

登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護または認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、複合型サービス費を算定していないか。

告示 別表8  
注9

C

**12 複数の看護小規模多機能型居宅介護の利用**

登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費を算定していないか。

告示 別表 8  
注10

C

**13 訪問看護体制減算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護 1、要介護 2 または要介護 3 である者については 1 月につき 925 単位を、要介護 4 である者については 1 月につき 1,850 単位を、要介護 5 である者については 1 月につき 2,914 単位を所定単位数から減算しているか。

告示 別表 8  
注11  
大臣基準告示75  
留意事項第 2 の  
9 (8)

C

**14 末期がん患者等の場合**

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護 1、要介護 2 または要介護 3 である者については 1 月につき 925 単位を、要介護 4 である者については 1 月につき 1,850 単位を、要介護 5 である者については 1 月につき 2,914 単位を所定単位数から減算しているか。

告示 別表 8  
注12  
利用者等告示51  
留意事項第 2 の  
9 (9) (10)

C

**15 主治医の特別指示**

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人

告示 別表 8  
注13

C

保健施設および介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2または要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。

留意事項第2の  
9 (9) (10)

**16 初期加算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院または診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

告示 別表8  
ハ

C

**17 認知症加算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。

告示 別表8  
ニ  
利用者等告示52  
留意事項第2の  
9 (12) (準用第  
2の5 (7))

C

- (1) 認知症加算 (I) 800 単位
- (2) 認知症加算 (II) 500 単位

**18 認知症行動・心理症状緊急対応加算**

短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行っ

告示 別表8  
ホ  
留意事項第2の  
9 (13) (準用第  
2の5 (8))

C

た場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。

#### 19 若年性認知症利用者受入加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

告示 別表8へ  
大臣基準告示第  
18号  
留意事項第2の  
9(14)(準用第  
2の3の2(14))

C

#### 20 栄養アセスメント加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(チにおいて「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

告示 別表8ト  
大臣基準告示  
18の2  
留意事項第2の  
9(15)(準用第  
2の3の2(15))

C

- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

**21 栄養改善加算**

看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

告示 別表8チ  
大臣基準告示19  
留意事項第2の  
9(16)(準用第  
2の3の2(16))

栄養ケア計画  
栄養ケア提供経過記録  
栄養ケアモニタリング

C



(5) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

## 22 口腔・栄養スクリーニング加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングまたは栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

## 23 口腔機能向上加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔（くう）機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数

告示 別表8リ  
大臣基準告示19  
の2イ  
留意事項第2の  
9（17）（準用第  
2の3の2（17））

C

告示 別表8ヌ  
大臣基準告示75  
の2（準用20号  
イ）  
留意事項第2の  
9（18）（準用第  
2の3の2（18））

C

を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位
- (2) 口腔機能向上加算 (II) 160単位

**24 退院時共同指導加算 600単位**

看護小規模多機能型居宅介護費について、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院中または入所中の者が退院または退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院または退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院または退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算しているか。

告示 別表8ル  
注  
利用者等告示53  
(準用6)  
留意事項第2の  
9(19)  
(参照第2の2  
(12))

C

**25 緊急時訪問看護加算 574単位**

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制

告示 別表8ヲ  
大臣基準告示76  
(準用7)  
留意事項第2の  
9(20)  
(参照第2の2  
(8))

C

にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算しているか。

## 26 特別管理加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特別管理加算（Ⅰ） 500 単位
- (2) 特別管理加算（Ⅱ） 250 単位

## 27 ターミナルケア加算 2,000 単位

看護小規模多機能型居宅介護費について、在宅または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日および死亡日前14日以内に2日（死亡日および死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当該利用者の死亡月につき所定単位数

告示 別表8ワ  
利用者等告示54  
留意事項第2の  
9 (21)  
(参照第2の2  
(9))

C

告示 別表8カ  
注  
大臣基準告示77  
(準用8)  
利用者等告示55  
(準用8)  
留意事項第2の  
9 (22)  
(第2の2 (10)  
参照)

C

を加算しているか。

#### 28 看護体制強化加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算（Ⅰ） 3,000 単位
- (2) 看護体制強化加算（Ⅱ） 2,500 単位

#### 29 訪問体制強化加算 1,000 単位

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算しているか。

#### 30 総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単

告示 別表8ヨ  
大臣基準告示78  
留意事項第2の  
9 (23)  
(準用第2の9  
(8))

告示 別表8タ  
大臣基準告示78  
の2  
留意事項第2の  
9 (24)

告示 別表8レ  
大臣基準告示79  
留意事項第2の  
9 (25)  
(準用第2の2

C

C

C

位数を加算しているか。

(13)②ロ)

### 31 褥瘡マネジメント加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

告示 別表8ツ  
大臣基準告示71  
の2  
留意事項第2の  
9 (26)

C

- (1) 褥瘡マネジメント加算 (I) 3 単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算 (II) 13 単位

### 32 排せつ支援加算

看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

告示 別表8ツ  
大臣基準告示71  
の3  
留意事項第2の  
9 (27)

C

- (1) 排せつ支援加算 (I) 10 単位
- (2) 排せつ支援加算 (II) 15 単位
- (3) 排せつ支援加算 (III) 20 単位

### 33 科学的介護推進体制加算

看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能居宅介護計画をいう。）を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

告示 別表8  
ネ  
留意事項第2の  
9(28)(準用第  
2の3の2(19))

C

### 34 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護費を算定している場合
  - ① サービス提供体制強化加算（I） 750単位

告示 別表8ナ  
大臣基準告示80  
イ  
留意事項第2の  
9(29)(第2の5  
(16)参照)

C

- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640 単位
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350 単位

(2) 短期利用居宅介護費を算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 25 単位
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 21 単位
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12 単位

### 35 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

告示 別表8ラ  
大臣基準告示81  
(準用48)  
留意事項第2の  
9(30)(第2の2  
(17)参照)

C

**36 介護職員等特定処遇改善加算**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

**37 介護職員等ベースアップ等支援加算**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、第7の1から34までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

告示 別表8ム  
大臣基準告示81  
の2（準用48の  
2）  
留意事項第2の  
9（31）（第2の2  
（18）参照）

C

告示 別表8ウ  
大臣基準告示81  
の3（準用48の  
3）  
留意事項第2の  
9（32）（第2の2  
（19）参照）

C



<p><b>38 独居高齢者への支援に関する項目</b>          独居の利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、1月につき200単位を加算しているか。          (1) 介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に、算定しているか。          (2) アセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載しているか。          (3) 少なくとも月に1回、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記録しているか。</p>	独自報酬基準 別表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス計画</li> <li>・ 居宅訪問をしたことがわかる支援経過記録等</li> </ul>	C
<p><b>39 認知症介護実践リーダー研修修了者の配置に関する項目</b>          つぎの要件を満たした場合に、1月につき300単位を加算しているか。          (1) 認知症介護実践リーダー研修を修了している常勤の者を1名以上配置し、その者を中心に運営推進会議等の場を活用して、利用者家族や地域住民を対象に自主事業として認知症ケアに関する介護教室やそれに類似する介護者支援事業を年間計画に基づいて年2回以上実施し、区へ報告しているか。          (2) 事業所内で認知症ケアに関する技術向上を目的とした勉強会を月に1回以上開催し、その実施状況を記録しているか。</p>	独自報酬基準 別表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修を修了したことがわかるもの</li> <li>・ 運営推進会議の記録</li> <li>・ 認知症ケアに関する介護者支援事業の年間計画および実施記録</li> <li>・ 認知症ケアに関する勉強会の実施記録            (・ 地域密着型サービスにおける独自報酬加算実績および予定報告書の控)</li> </ul>	C
<p><b>40 運営推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組等に関する項目</b>          つぎの要件を満たした場合に、1月につき300単位を加算しているか。          (1) 運営等の基準における運営推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の介護サービス事業者等の参加を積極的に促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っているか。          また、その議事録を区へ提出しているか。</p>	独自報酬基準 別表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営推進会議の議事録</li> <li>・ 地域ケア会議等の参加記録</li> <li>・ 事業所内勉強会の実施記録</li> </ul>	C

	<p>(2) 運営状況、活動内容および運営推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね2月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール（ホームページや事業所が発行している刊行物等）によって、周知を図っているか。</p> <p>また、その実施状況を区へ報告しているか。</p> <p>(3) 地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録しているか。</p> <p><b>41 地域への貢献等に関する項目</b></p> <p>つぎの要件を満たした場合に、1月につき200単位を加算しているか。</p> <p>(1) 年間計画に基づいて、年1回以上、地域の町会・自治会、福祉の体験学習の受入れ等、地域活動に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 年間計画に基づいて、年1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けているか。</p> <p>(3) 算定月の月末において、ひまわり110番(こども110番)に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっているか。</p>	<p>独自報酬基準 別表2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動参加に関わる年間計画</li> <li>・ 地域住民も参加できる行事の年間計画</li> <li>・ ひまわり110番表示板</li> </ul>	<p>C</p>
--	---	-----------------------	--	----------